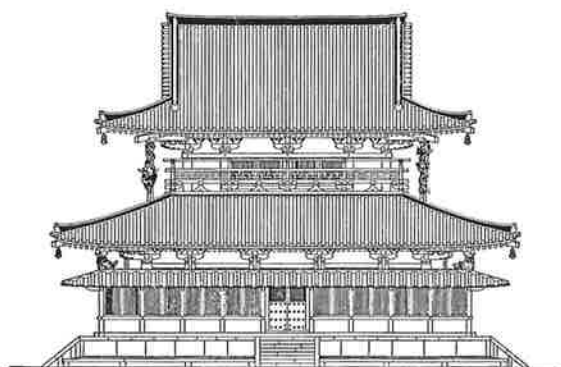


日本イコモス国内委員会

JAPAN ICOMOS INFORMATION

第4期 第1号 1998年3月31日 発行



目次

創設準備中の CULTURAL CORRIDORS 国際専門委員会	石井 昭	1
PRINCIPLES FOR THE PRESERVATION OF HISTORIC TIMBER STRUCTURES 最終草案について	伊藤延男・村上裕通	2
1998年第1回理事会(拡大理事会)報告	石井 昭	7
ベトナム・ホイアンの町並み保存	福川裕一	11
マノリス・コレース氏講演会「アクロポリスの歴史とその修復」	松本修自	16
ACROPOLIS - HISTORY AND RESTORATION	MANOLIS KORRES	17
事務局日誌 (1998/1/1~3/31)		25
お知らせ		26

JAPANESE NATIONAL COMMITTEE

ICOMOS

INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES/国際記念物遺跡会議

表紙 : 法隆寺金堂
COVER : Horyuji Kondo

創設準備中の CULTURAL CORRIDORS 国際専門委員会 について

石井 昭

スペインのイコモス国内委員会委員長 MARIA ROSA SUAREZ-INCLAN DUCASSI 氏から、このほど、標記の件に関し、全イコモス国内委員会委員長に宛てた要請状（1998年2月12日付け）が送られてきました。「ICOMOS 傘下の国際専門分科委員会の一つとして、新たに INTERNATIONAL COMMITTEE ON CULTURAL CORRIDORS (ICCC) を設立するべく、過日、有志による準備会を発足させ、現在、それを拡大する形で新専門委への参加予定者を募っているので、ふさわしい人物を選んで推薦して欲しい」という内容です。

準備会発足の経緯や今後の予定については次のように述べられています。(1) 1997年次 ICOMOS 諮問委員会（11月20日～22日、モロッコ）の直後、スペイン・イコモスが主催して JOMADAS IBEROAMERICANAS と MEDITERRANEAN SEMINAR ON CULTURAL CORRIDORS という二つの会合を開き、それらの席上で準備会の発足を決めた。(2) 目下のところ、準備会にはイペロアメリカおよび地中海地域に属する計14ヵ国の有志が参加しており、事務局はスペイン・イコモス内に置かれている。(3) 新専門委への参加予定者が揃った段階で A FIRST MEETING OF THE WHOLE PREPARATORY GROUP を開く。(4) 本年末か 明年早々、スペインにおいて A FIRST CONFERENCE を開催したい。— こうした記述から推せば、おそらく (3) と (4) の間、つまり本年中に、新専門委 ICCC の設立について ICOMOS 執行委員会の正式承認を得る計画であろうかと思われます。

英語の CULTURAL CORRIDORS という言葉には、残念ながら、今のところ適切な日本語訳がありません。直訳すれば「文化通廊」「文化回廊地帯」となるでしょうが、多少とも馴染みのある言葉を選ぶとすれば「歴史の道」というのが近いように思われます。スペイン語では ITINERARIOS CULTURARES と呼んでいますので「文化の道」とすべきかもしれません。ご承知の通り、スペインには国土の北部を東西に延びる有名な「サンティアゴ・デ・コンポステーラ巡礼路」CAMINO DE SANTIAGO, ROUTE OF SANTIAGO DE COMPOSTELA が存在します。同国では官民あげてその保存に尽力しているだけでなく、国際条約のもとで、1985年には大聖堂を含むサンティアゴの旧市街を、また8年後の93年には巡礼路の全体を「世界文化遺産」として登録しています。CULTURAL CORRIDORS に関わる国際専門委員会の創設を期してスペイン・イコモスがイニシアティブをとるに至ったのは、こうした背景があるからでしょう。

30年余にわたる ICOMOS の歴史を振り返ると、議論される文化財の範疇、もう少し正確に言えば、保存の対象として意図的に提起される文化的遺産の範疇は、拡大の一途をたどってきたように思われます。ヴェニス憲章の段階では MONUMENT AND SITE が主体で、これに GROUP OF BUILDINGS が加わる程度でしたが、やがて HISTORIC QUARTER, HISTORIC TOWN AND VILLAGE, VERNACULAR ARCHITECTURE 等が加わり、世界遺産条約が実施に移されると、CULTURAL HERITAGE は NATURAL HERITAGE と並置され、続いて MIXED HERITAGE や CULTURAL LANDSCAPE が登場してきました。今日では、TANGIBLE な遺産と INTANGIBLE な遺産との不可分性が強調され、CULTURAL TRADITION や LIVING TRADITION の保存が議論され始めています。思うに、CULTURAL CORRIDOR なる概念も、当然ながら、このような流れの中に位置付けることによって理解されなければなりません。

日本にも CULTURAL CORRIDORS に関心をお持ちの多くの方々がおられる筈ですから、どなたか、少なくとも一人は、新専門委 ICCC に、準備会の段階から参加して欲しいと考えます。会員の皆様には、自薦・他薦を含め、適任者を早急に推挙して下さるようお願いいたします。また、会員外に適任者がおられる場合には、ご本人にこのことを伝えて ICOMOS への入会をお勧めくださるとともに、事務局または理事会のメンバーまでご一報いただければ幸いです。

” Principles for the Preservation of Historic Timber Structures” 最終草案について

伊藤延男
村上裕道

イコモス国際特別委員会の一つである「木の委員会」においてかねてから検討しておりました表記文書の最終草案ができあがりました。1999年メキシコで開催される次期イコモス総会において採択されれば、イコモスのドクトリナル・テキストとなる筈ですが、それまでの手続きの一つとして、加盟各国の国内委員会のコメントを求めることとなっており、この度日本国内委員会に送付されてまいったのであります。コメント提出の期限は1998年4月15日となっております。

ここに、「木の委員会」に所属し長年この問題に関わって来ました私共から今日までの経過と内容の概略をご紹介します、日本国内委員会におけるご検討の参考に供したいと思えます。この Principles が検討され、作成された経緯は、今回国内委員会に配布された文書の最初に Document History として述べられています、ここに私共の記憶も加えて若干の解説を記すことにします。

まず、木造建築特有の保存については、1984年にフィールデン氏の論考があったのを最初とし、1988年にはミニム氏作成のガイドラインが発表と、その英国流の考え方に対するウィーバー氏の修正・改訂案発表もありました。そこで、1992年カトマンズで開催された木の委員会において初めて国際的な立場で討議が行われ、木の委員会として第1次草案が作成されました。次いで、2年後の1994年、姫路において開催された委員会で改めて討議された結果、第2次草案が1995年にできましたが、メンバーのコメントにより同年末に第3次草案となりました。この草案は、1996年、英国における木の委員会での検討、ヨキレート氏の修正提案、ソフィア総会時に開催された委員会での討議を経て、第4次草案となりました。この第4次草案は、もう一度委員会メンバーに配付され、最終的なコメントが求められ、それを取り入れた最終（第5次）草案となり、今各国内委員会に回付されたのです。

以上述べた経過からも分かりますように、この Principles の作成には、木の委員会としての討議に既に7年を要しており、その前史を含めると10年或いはそれ以上の歳月が流れています。その間、フィールデン氏を始め、ヨキレート氏など、日本来訪の経験を持ち、知日家ともいべき方々が関与しており、カトマンズの時はかなり日本に批判的であった英国側も、姫路会議以後は極めて友好的となりました。しかしなんと云っても、日本建築とその保存に深い造詣を得ておられるラルセン氏が第1草案以来一貫して起草の中心の役割を果たされたことが重要です。これらの人々の関与により、この Principle の内容は、日本として予想以上に受け入れやすいものとなったと云うことができます。

私共は、カトマンズ以来総ての委員会に出席しておりますので、今日までの起草の過程を承知しております。第1次から最終まで総ての草案も手元に持っております。この種国際委員会の通例通り、委員会では草案文面の配布がなく、各自の記憶を元にしての口頭討議となる場合が多かったので、私共の理解力、語学力では逐次口を挟むのは難しいことでしたが、第4次草案については、配付資料に対し充分コメントを提出しました。ですから、委員各位のご賛同を得られる内容と信じてますが、充分ご検討願いたく存じます。（終）

Principles for the Preservation of Historic Timber Structures

全文と解説・コメント (伊藤延男+村上裕道)

ICOMOS INTERNATIONAL WOOD COMMITTEE

PRINCIPLES FOR THE PRESERVATION OF HISTORIC TIMBER STRUCTURES

The aim of these Principles is to define basic and universally applicable principles and practices for the protection and preservation of historic timber structures with due respect to their cultural significance. Historic timber structures refer here to all types of buildings or constructions wholly or partially in timber that have cultural significance or that are parts of an historic area.

For the purpose of the preservation of such structures, the Principles;

- *recognise* the importance of timber structures from all periods as part of the cultural heritage of the world;
- *consider* the great diversity of historic timber structures;
- *consider* the various species and qualities of wood used to build them;
- *recognise* the vulnerability of structures wholly or partially in timber due to differing rates of material decay and degradation in varying environmental and climatic conditions, caused by humidity fluctuations, light, fungal decay, insect attacks, wear and tear, fire and other disasters;
- *recognise* the increasing scarcity of historic timber structures due to vulnerability and the loss of skills and knowledge of traditional design and construction technology;
- *consider* the great variety of actions and treatments required for the preservation and conservation of these heritage resources;
- *note* the Venice Charter, the Burra Charter and related UNESCO and ICOMOS doctrine, and seek to apply these general principles to the protection and preservation of historic timber structures; and
- *make* the following recommendations:

INSPECTION, RECORDING AND DOCUMENTATION

1. The condition of the structure and its components should be carefully recorded before any intervention, as well as all materials used in treatments, in accordance with Article 16 of the Venice charter and the ICOMOS Principles for the Recording of Monuments, Groups of Buildings and Sites. All pertinent documentation, including

(表題)

冒頭の Principles は、第1次草案では Code of Ethics であったが、委員会討議の時、内容が実務に関わる部分が多いので、Code of Practice だとの意見も出、第2次草案では Standards と書き換えられた。それも第3次草案では Principles of Practice と改められ、第4次草案に引き継がれた。しかし私達は、of Practice は余分である、何故ならば次の前文に The aim of these Principles is to define...principles and practices...とあるから、と主張し、それが採用されて Principles だけとなった。

冒頭の文字は内容を規定するもので、重要である。私たちの内にも意見の相違がある。一人は cultural diversity を積極的に認めるには「倫理綱領」が良いとし、一人は内容が示す通り「実務規定」が好ましいとする。Principles は当たり障りのない選択である。

(前文)

前文のパラ1は、第1次草案にはなく、第2次草案でその第1センテンスのみ現れた。その中で注目すべきは preservation の次に (conservation) が付けられていたことである。これは両者が同じ内容を意味することを示している。多くの国際文書で preservation and conservation と並記するのと同じ趣旨に出たものであろう。なお、このような用法は第3次草稿以後では消えている。(但し本文では現在なお preservation and conservation と並記している箇所がある)。第2センテンスは第4次草稿から現れる。

小見出し「・」を付けた8項目の内1-7が内容的に重要である。第1草案において既に2-7に相当する項目があり、第2草案から7項目すべてが揃う。文言は逐次改訂補強されているが、そのうち注目すべきとを挙げると、

1) 第2項目にある diversity は第1-3次草案では variety であった。この変更は奈良会議で cultural diversity が重視承認されるという流れの結果であったという。

2) 第4次草案では、第4項目に火災による災害だけを挙げていたので、私達は神戸震災の経験に鑑み、地震その他の災害も加えるよう求めた。結果は fire and other disasters として総括することとなった。私たちは、地震災害を含むと理解すると返答しておいた。この裏には耐震補強は新設のイコモス構造委員会の討議に任せるべきだとの日本の考えがある。

調査、記録及び資料化

この章は最初の頃はほとんど重視されておらず、第3次草案で僅かに Maintenance と

characteristic samples of redundant materials or members removed from the structure, and information about relevant traditional skills and technologies, should be collected, catalogued, securely stored and made accessible as appropriate. The documentation should also include the specific reasons given for choice of materials and methods in the preservation work.

2. A thorough and accurate diagnosis of the condition and the causes of decay and degradation of the timber structure should precede any intervention. The diagnosis should be based on documentary evidence, physical inspection, and, if necessary, measurements of physical conditions and non-destructive testing methods such as ultrasound, micro-drilling or infra-red thermography. This should not prevent necessary minor interventions and emergency measures.

MONITORING AND MAINTENANCE

3. A coherent strategy of regular monitoring and maintenance is crucial for the protection of historic timber structures and their cultural significance.

INTERVENTIONS

4. The primary aim of preservation and conservation is to maintain the historical authenticity and integrity of the cultural heritage. Each intervention should therefore be based on proper studies and assessments. Problems should be solved according to relevant conditions and needs with due respect for the aesthetic and historical values, and the physical integrity of the historic structure or site.

5. Any proposed intervention should;
a) be reversible, if technically possible; or
b) at least not prejudice or impede future preservation work whenever this may become necessary; and
c) not hinder the possibility of later access to evidence incorporated in the structure.

6. The minimum intervention in the fabric of an historic timber structure is an ideal. Due to the character and particular requirements of timber structures, as well as subject to relevant traditions, their preservation and conservation may, however, require dismantling and subsequent reassembly in order to allow for the repair or replacement of individual members.

7. In the case of interventions, the historic structure should be considered as a whole; all material, including structural members, in-fill panels, weather-boarding, roofs, floors, doors

という章で簡単に扱われていたが、第4次草案に至って大いに拡大され、最終草案に至った。

第1条 ここでは構造及び部材状況を保存措置の前に充分記録するように、そして、ヴェニス憲章第16条と、「記念物、建造物群及び遺跡の記録のためのイコモス原則」に従って行うように書かれている。この項は日本の保存修理工事の手法を参考にして書かれたものであるが、前記「記念物...イコモス原則」がイコモスの他の特別委員会で検討され、最終的にソフィア総会で採択されたので、文面に加えられたのである。第2条 診断の仕方について述べている。第4次草案から現れた部分であるが、最終草案の時かなり詳しくなった。私達は、2つの改訂提案を行った。第一は、causes of decay の後に and degradation を加えること、第2には visual inspection を visual and tapping inspections と改めよということであった。第1は叶えられたが、第2は physical inspection という文言になった。

観察と維持

維持という名の章は第2次草案から存在した。それが第4次草案になって Monitoring and Maintenance と改訂された。しかし内容は依然として短い1条だけで、文言のうち Continuous maintenance... が A coherent strategy of regular monitoring and maintenance... と替わったにすぎず、大袈裟な章の表題にはそぐわない感がある。

保存措置

第1次草案では章を立てしないが、intervention の内容はある程度入っている。第2次草案では、本文全体を 1. General issues と 2. Particular issues related to historic timber buildings に分け、intervention は 1.2 - 1.4, 2.1 - 2.2 に分かれて入っている。それが第4次草案に至って大幅に改訂拡充され、第4-8条となった。最終草案では第7条の最後のセンテンス、即ち If it is necessary...as far as possible が加えられた以外、総て踏襲されている。

ここで先ず問題となるのは、intervention の訳語であろう。日本語の「干渉」でも「手入れ」でも具合が悪い。結局この章で使われている内容を考え、それに当たる言葉を探さねばなるまい。よく見ると、intervention の内容は preservation, conservation (この2語は前述のように同じことで「保存」が宛てられる) と restoration (後述するが「修理」又は「修復」が適当) である。この内容を適切に表す2字の語は見当たらず、ここでは4字の「保存措置」とした。

第4条では、保存の本来の目的は文化遺産の歴史的オーセンティシティ及びインテグリティを維持することであると述べ、第5条では、保存措置はいかなるものでも可逆

and windows, etc., should be given equal attention. In principle, as much as possible of the existing material should be retained. The protection should also include surface finishes such as plaster, paint, coating, wall-paper, etc. If it is necessary to renew or replace surface finishes, the original materials, techniques and textures should be duplicated as far as possible.

8. The aim of restoration is to conserve the historic structure and to reveal its cultural values by improving the legibility of its historical integrity or its original design within the limits of existing historic material evidence, as indicated in article 9 - 13 of the Venice Charter. Removed members and other components of the historic structure should be catalogued, and characteristic samples kept in permanent storage as part of the documentation.

REPAIR AND REPLACEMENT

9. In the repair of an historic structure, replacement timber can be used with due respect to relevant historical and aesthetical values, and where it is an appropriate response to the need to replace decayed or damaged members or their parts, or to the requirements of restoration.

New members or parts of members should be made of the same species of wood with the same grading as in the members being replaced. Where possible, this should also include similar natural characteristics, such as knots. The moisture content and other physical characteristics of the replacement timber should always be compatible with the existing structure.

Craftsmanship and construction technology, including the use of dressing tools or machinery, should correspond with those used originally. Nails and other secondary materials should duplicate the originals.

If a part of a member is replaced, traditional woodwork joints should, if appropriate and compatible with structural requirements, be used to splice the new and the existing part.

10. It should be accepted that new members or parts of members will be distinguishable from the existing ones. To copy the natural decay or deformation of the replaced members or parts is not desirable. Appropriate traditional or well-tested modern methods may be used to match the colouring of the old and the new with due regard that this will not harm or degrade the surface of the wooden member.

11. New members or parts of members should be discretely marked, by carving, by

的で、将来の保存工事を妨げたり、証拠が失われないようにすべきであるとし、第6条では、保存措置は最小限が理想的だが、条件によっては解体・組立も必要となるとする。ここは日本にとって最も重要な条文中で、私共は受け入れ可能と思う。しかし、保存措置には解体修理だけでなく、修繕や維持修理、予防的な保存措置等も含まれており、全体のバランスを考えた修理のあり方を検討をする必要があるように思う。第7条は、建造物を全体として保存すること、部分も大切にすることを述べており、最終草案で表面仕上げのことが追加された。第8条では、restorationの目的が、保存し、かつ証拠があれば歴史的完全性や最初のデザインの明示を推進して、その文化的価値を現すことであるとする。これは国際文書としてのrestorationを定義した最初として重要であるが、内容は日本が明治以来用いてきた「修理」と全く同一であり、戦後使うようになった「修復」とも合致しよう。日本の文化財修理が歴史的価値と美的価値のバランスを求め続けている姿が認められたものとして喜ばしく、今後も明治以来の修理システムの長所は維持してゆくことを心がける必要がある。

修繕と取替

ここでも訳語が問題となる。replacementは「取替」で問題ないが、repairを通常通り「修理」と訳すと、restorationとの兼ね合いで困ってくる。第9条から第11条までの内容を見ると、総て部材の取替、又は部材の一部の取替（繕い）に関することである。かく考えると、repairの訳語は、傷んだ所だけを直す消極的修理の「修繕」が最適であろう。或いは補足材の焼印に使う言葉の「修補」でも良からう。

第9条は4つのパラからなる。パラ1は取替の正当性を認め、歴史的、美的価値に正當な敬意を表して取替材を使用できるとする。これは日本の修理の思想と一致する。パラ2は取替材が同種、同品等、できれば同性格であるべきであるとする。パラ3は新旧技術の一致を説く。パラ4は伝統的継手を繕いに使用すべきことである。第10条は、新材は判別できるようにすべきだとし、破損変形の疑似模造は避け、良い古色を用いることとする。第11条は新材に焼印等を付すべきことを求めている。

”歴史的保存林”

この章は第1次草案から一貫して見られる所であって、内容は歴史的木造建造物の保存に必要な木材を得るための保存林の創設と、保存工事用の木材の貯蔵を奨めるものである。修補材が無くなっては大変だから、総論としては誰も賛成であろうが、この種の保存林(実は活用林!)の思想がなく、文化財保存用木材の長期的需給の見通しも

marks burnt into the wood or by other methods, so that they can be identified later.

"HISTORIC FOREST RESERVES"

12. The establishment and protection of forest or woodland reserves where appropriate timber can be obtained for the preservation and repair of historic timber structures should be encouraged.

Institutions responsible for the preservation and conservation of historic structures and sites should establish or encourage the establishment of stores of timber appropriate for such work.

CONTEMPORARY MATERIALS AND TECHNOLOGIES

13. Contemporary materials, such as epoxy resins, and techniques, such as structural steel reinforcement, should be chosen and used with the greatest caution, and only in cases where the durability and structural behaviour of the materials and construction techniques have been satisfactorily proven over a sufficiently long period of time. Utilities, such as heating, and fire detection and prevention systems, should be installed with due recognition of the historic and aesthetic significance of the structure or site.

14. The use of chemical preservatives should be carefully controlled and monitored, and should be used only where there is an assured benefit, where public and environmental safety will not be affected and where the likelihood of success over the long term is significant.

EDUCATION AND TRAINING

15. Regeneration of values related to the cultural significance of historic timber structures through educational programmes is an essential requisite of a sustainable preservation and development policy. The establishment and further development of training programmes on the protection, preservation and conservation of historic timber structures are encouraged. Such training should be based on a comprehensive strategy integrated within the needs of sustainable production and consumption, and include programmes at the local, national, regional and international levels. The programmes should address all relevant professions and trades involved in such work, and, in particular, architects, conservators, engineers, craftspersons and site managers.

まだ立っていない日本に受け入れられるかどうか、私達は慎重に見守ってきた。遂に第4次草案に対し、ギリギリの選択として次の修正を提案した。それは、パラ1が、All countries are encouraged to ... で始まっていたのを The establishment and protection of forest or woodland reserves ... should be encouraged. と受動態にする提案であった。理由は、1) 他の条文との調和上良いこと 2) イコモスドクトリンは第1にはイコモス会員、第2には史跡・建造物の保存に責任を持ち、関心のある人々のための綱領であって、国を縛る権限や力はない、それができるのはユネスコの条約、勧告である、ということであった。この修正案は幸いに認められ、最終草案の如くになった。パラ2についても、institutions が具体的にどんな機関を指すのか等不明な点があり、何らかの対案を提出しようかとも考えたが、名案が浮かばず、そのままとなった。

現代の材料と技術

第13、14の2条からなる。第13条では、エポキシ樹脂などの現代材料、暖房や防火システムのような設備は、慎重な検討を経てから使用又は設置すべきことを述べている。第14条では化学的保存剤も慎重に使うべきであるとする。

教育及び養成

第15条。教育計画を通じての文化的価値の復興が保存発展政策に必須な要件であること、養成計画が奨められるべきこと、養成は生産と消費の要求の中で形成される総合的方策に基礎を置いて、地方、地域、国、国際の各レベルを包含すべきこと、計画は建築家、保存専門家、技術者、技能者、マネジャー等あらゆる職業に向けられるべきこと、等を述べている。

この Principles の草案を読んでいくうちに、私達は2つの異なった観点から判断しなければならぬことを痛感した。一つは、イコモスという国際会議の一員として、世界共通のルール作りに大きな意義を認める立場で、他は、この国際ルールと日本が受け入れ可能な限度との接点を見出そうとする日本の”国益を守る”立場であった。よく、外交には100%の勝利はない、51%良ければ成功とすべきだ、と言われるが、この Principles の場合は、幸いに日本を良く理解した人々が起草検討の中心になったこともあり、日本としては恐らく51%をかなり上回る成果を得たのではないかと思う。しかしなお、日本として更に将来の改良、精進をせねばならない面が残っている。日本イコモス国内委員会が最終的な意見の集約を行うに当たって、大局的な観点からのご検討を願いたい。

1998年第1回理事会（拡大理事会）報告

先の1997年次総会において選任された新役員による最初の会合として、1998年第1回理事会（拡大理事会）が、去る1月24日（土曜日）午前10時30分から午後1時30分まで、東京・神田の学士会館で開催された。出席者は、委員長：石井 昭、顧問：伊藤延男・稲垣榮三、監事：石沢良昭・木原啓吉、理事：稲葉信子・岡田保良・田原幸夫・日高健一郎・藤木良明・藤本 強・前野まさる・宮本長二郎・宗田好史・安原啓示・山田幸正・渡辺保弘、小委員会主査：益田兼房、事務局員：我妻綾子（陪席）の各氏であった。

議事に先立ち、出席者の自己紹介と、日本イコモス国内委員会規約の確認を行なった。また、委員長から「拡大理事会」の運営について「先の総会決定にもとづき今期は理事会の構成を拡大し、理事・監事・顧問だけでなく、小委員会主査・ICOMOS本部執行委員にも参加願うこととした。表決が必要な場合にはもちろん規約に従うが、通常は、なるべく全員の合意をもって運営したい」との方針が述べられ、これを了承した。

審議事項

1) 理事の会務分担について

規約第22条の主旨に沿い、理事（全15名）の会務分担について審議し、以下の通り決定した。

- 副委員長 : 藤本 強・前野まさる
- 会計担当 : 宮本長二郎
- 庶務担当 : 渡辺保弘（事務局担当）・上野邦一
- 会員担当 : 岡田保良・近藤公夫・田中 琢
- 事業担当 : 田原幸夫・日高健一郎・安原啓示
- 広報担当 : 藤木良明・宗田好史・山田幸正
- 渉外担当 : 稲葉信子

2) 1998年事業計画について

【研究会・講演会・他】（1）宮本理事から「東京国立文化財研究所が短期招聘するギリシア文化省・アクロポリス文化財保護委員会・監督官：Manolis KORRES氏を講師とし、同研究所と日本イコモスとの共催により、来たる3月14日（土曜日）、パルテノン神殿の修復を主題とする講演会を開いてはどうか」との提案があり、これを実施するべく、案内状の発送を含む諸般の準備を事務局に依頼した。（2）今後の研究会・講演会・等の事業計画については、田原理事・日高理事・安原理事に検討を委ね、次回拡大理事会に具体案を提出願うこととした。

【文化遺産の保存に関する憲章等の調査研究】益田主査のもとに第1小委員会を組織し1999年1月までの予定で当事業を実施するとの既定方針に沿って、同主査から実施計画案が示された。審議の結果、これを大筋において承認するとともに、(a)可能な部分から直ちに実行に移すこと、(b)作業分担・日程・予算配分・等を含む計画書を次回拡大理事会に提示すること、(c)最初の研究会をなるべくならば次回拡大理事会当日に開くよう準備すること、などを同主査に付託した。

【出版協力・他】羽生主査のもとに第2小委員会を組織し、日本イコモスの対外貢献の

一環として、また会費外収入の方途として、出版協力・文化財観光企画などの事業を行なうことが、1997年次総会で合意されている。今回は同主査欠席のため審議に至らなかったが、近畿日本ツーリスト出版部刊く世界遺産を旅する>の記事監修（有志参加、継続中）を含め、当面の方針を次回拡大理事会に提示願うこととした。

3) INFORMATION誌の発行計画について

【第3期第12号】先期理事会の責任で作成する最終号（1月末発行予定）について、委員長から、日本イコモス1997年次総会報告、ICOMOS ADVISORY COMMITTEE 報告、等を主内容とする目次案が示され、これを了承した。

【第4期第1号以降】(a)年間4回以上（原則として理事会開催の都度）発行する。(b)従来は会員だけに配布したが、今後は若干増刷し、国内関連機関の一部や海外ICOMOS国内委の一部にも配布する。(c)内容・体裁ともに可能なかぎり改善する。- 如上の方針が委員長から提示され、参考例として US/ICOMOS NEWS その他が回覧された。審議の結果、この方針を承認し、とくに体裁の変更と第1号の編集については、時間的余裕が乏しいので、広報担当（在京）の藤木理事・山田理事に事務局担当の渡辺理事と委員長を加えた4人のグループに一任することとした。

4) 国際専門分科委員会への参加者の選任について

【ARCHITECTURAL PHOTOGRAMMETRY 専門委】(a)この専門委は現在改組計画中で、名称も RECORDING, DOCUMENTATION AND INFORMATION MANAGEMENT へと変更したい意向を持っており、(b)執行委員10名中の1名を日本イコモスから推薦するよう、Robin LETELLIER 氏（事務局長、カナダ）から再三にわたり要請されている旨、委員長から報告があった。審議の結果、会員担当の岡田理事に人選を委ねることとし、次回まで決定を延期した。

5) インターン・プログラムについて

【US/ICOMOS INTERNATIONAL SUMMER INTERN PROGRAM】日本イコモスあてに届いた 1998 年次の募集要項が回覧され、委員長から「同様の募集要項が昨年以前も事務局に届いていたらしいが、委員長に通報されず、理事会に諮られなかった」旨が述べられ、次いで前野副委員長から「従来通り東京芸術大学の院生を推薦したい」との提案があった。審議の結果、(a)今回は応募期限（2月末）が迫っているのでこの提案を採択し、(b)来年以降は広く会員に通知のうえ公募・選考することを申し合わせた。

【日本イコモスとしての対応】「US/ICOMOS が大学院生・若手専門家を対象に実施している上述のインターン・プログラムは、元来、双務的なものであって、昨年の諮問委員会議（11月、モロッコ）の際にも米国の Ann Webster SMITH委員長から『日本側の受入態勢を早く整えて欲しい』と要請されたので『日本語会話能力を応募者の資格要件としてよければ実現可能であろう』と返答した」旨、委員長から報告があった。次いで、前野副委員長から「すでに関係諸方面に働き掛けているので実現に向けて会員各位の支援を得たい」との提言があり、次回以降、継続審議することとした。

6) 日本イコモスからの情報発信について（継続）

【ICOMOS NEWS への寄稿】パリの本部事務局から年3回発行されているICOMOS NEWS に日本の国内情報を載せるべく、先期理事会で方針と担当を決めたが、まだ実行されていない。さしあたり、1997年次総会の模様、役員改選の結果、国際セミナー等の報告・予告、レポート類へのアクセス案内、などを短信の形にまとめて寄稿したい。今期は、稲葉理事に情報収集と原稿作成を担当願うこととする。

【インターネット】日本イコモスのホーム・ページを開設する件については、かねて宗田理事が提唱し、先の総会でも安原理事から提案があり了承された。時間不足のため今回は審議に至らなかったが、実現に向け、次回以降、継続審議する。

7) 日本イコモス紹介リーフレットの作成について (継続)

ICOMOS および日本イコモス国内委員会を紹介するための簡便なリーフレットを作成するよう、先期理事会で方針を立て、その準備を広報担当の宗田理事に委ねている。「10年ほど前に稲垣副委員長(当時)の担当で作成された先例とパリの本部で最近作成された国際版とを参考にして原案をまとめ、次回拡大理事会に提出して欲しい」との希望が委員長から示され、同理事に引き続き担当願うことになった。

8) ユネスコ世界遺産センター「専門家調査票」について (継続)

Selection of Experts for activities relating to the implementation of the World Heritage Convention (世界遺産条約の実施に関連する諸活動のための専門家の選定)と題する調査依頼が、昨年8月、外務省・文化庁を経て日本イコモスに届き、とりえず文化庁の措置に倣って「機関としての JAPAN-ICOMOS」だけを登録した。文化庁の担当者の言によれば「個人」についての調査票を追って集める由であったが、その後、連絡がない。こうした背景説明のあと、委員長から「ICOMOSは今年の諮問委員会議(11月、モロッコ)において、みずから「専門家人名録」を作成する方針を決めているので、推移を見守り適切な措置を考えたい」旨が述べられ、これを了承した。

9) 組織上の課題について (継続)

【当面の方針】先期理事会で決定し INFORMATION 3-11号に掲載し 97年次総会で承認された「会員数・会員構成」および「98年次以降の事務局」に関する方針を、今期理事会の立場で再確認した。

【中長期方針の検討】委員長から、先の総会で提起した以下の諸項目について今後の拡大理事会で継続審議願いたいとの要請があり、これを了承した。(a)会員：- 会員数の増加は望ましいか。- 入会希望・推薦・入会承認のルールをどうするか。- 団体会員・維持会員(賛助会員)は可能か。(b)財政：- 会費は値上げできるか。- 会費外収入を確保する望ましい方法は何か。- 活動経費個人負担の原則は貫けるか。(c)事務局：- 何処に置くか。- 誰が責任を負うか。- 経費をどうするか。

10) 拡大理事会の次回開催日時について

次回は4月18日(土曜日)午後1時半~4時半に開催する。以後の予定として、第3回は7月中、第4回は10月中に開催することを申し合わせた。

報告事項

1) 国際専門分科委員会関係

【WOOD 専門委】伊藤顧問(同専門委副委員長)から次のような報告があった。(a)本年10月に日本で開催する予定であった「HISTORIC FOREST RESERVES に関する国際専門家会議」は、期待した AMERICAN EXPRESS 社からの資金援助が不調に終わったため、縮小あるいは中止せざるを得なくなった。(b)同専門委の1998年次 ANNUAL MEETING は日本でなく中

国において開催すべく関係者が現在準備中である。

【UNDERWATER CULTURAL HERITAGE 専門委】この専門委は Voting Member の改選期を迎え、現在、その手続きが次のように推移しつつある旨、委員長から報告された。(a)先方の現委員長 Graeme HENDERSON 氏（オーストラリア）から昨年12月13日を期限として候補者を推薦するよう要請されたので、予定通り荒木伸介氏を推薦した。(b)年末に22か国24名の候補者を列記したリストが届き、その中から18名（内規にもとづく定員）を選ぶための投票として、各候補者に1番から24番までの適格順位を付け、1月末日までに返送するよう求められた。しかしこの選挙方法には疑義を感じたので、理由と代替方法を挙げ、1国1名・計22名を選任するよう逆提案を試みた。(c)1月12日付で返信が届き「提案は次回に向けて検討するが今回は既定方針を変更できないので協力して欲しい」由であり、余儀なくこれに従おうと考えている。

【ANALYSIS AND RESTORATION OF STRUCTURES 専門委】日高理事（同専門委Voting Member）から 次のような報告があった。(a)同専門委では第12回ICOMOS総会における採択をめぐって「歴史的建築物の構造補強と修復に関する指針」を現在起草中である。(b)昨年9月の地震で損傷したアッシジ（イタリア）の歴史的建築物の修復方法をめぐって2月末に現地で開催されるので出席する予定である。

2) ブルガリア・イコモスとの交流

委員長より次のような報告があった。(a)第11回ICOMOS総会（1996年、ソフィア）の折に両国イコモス間の友好親善を約し、その一環として Angel TOKMAKCHIEV 氏（ブルガリア国立文化財研究所員）を国際交流基金の支援によって招聘した。同氏は昨年9月から東京芸術大学客員として滞日中であり、本年3月中頃に帰国する。(b)このほど Todor KRESTEV 委員長から両国イコモス間の交流をさらに発展させたい旨の親書（97年12月25日付）が届いた。添付されたプロトコールはあまりにも膨大な内容を含んでいるので、当方としてはステップ・バイ・ステップで進みたい旨を回答するつもりである。

3) 世界遺産登録候補に関する評価作業

【HISTORIC MONUMENTS OF ANCIENT NARA】日本政府は UNESCO に対し「古都奈良の文化財」を世界遺産目録に登録するよう申請しており、まもなく ICOMOS による審査が開始される。この件に関し委員長より次のような報告があった。(a)昨年末、ICOMOS事務局長 Jean Louis LUXEN 氏から要請状が届いた。日本を訪れる Evaluation Mission と事務局の世界遺産担当者である Henry CLEERE 氏の双方に協力して欲しいという内容であった。(b)ただちに CLEERE 氏に書簡を送ったところ、一昨日、同氏から返信が届いた。Mission には中国イコモスの GUO Zhan（郭 旃）氏が予定されている由である。(c) ICOMOS 内部でとり交わす意見は厳に confidential とされているので、慎重に対応したい。

4) 第12回ICOMOS総会（1999年、メキシコ）予告

日程：10月16日－23日（各種役員会：10月13日－16日）

会場：4都市 MEXICO, MORELIA, GUANAJUATO, GUADALAJARA

シンポジウム等の会場が4都市に分かれることについて「昨年11月の諮問委員会議で批判的意見が続出した」「プログラムの編成をめぐって今後なお曲折が予想される」と委員長から補足説明があった。

（理事会報告 文責・石井 昭）